



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 775 大規模小売店舗の変更の届出 | (商工振興課) 1 |
| 776〃 | (〃) 2 |
| 777 公共測量の終了 | (技術調査課) 3 |

○ 公告

- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集(健康推進課) 3

告 示

和歌山県告示第775号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)コメリパワー新宮店、業務スーパー&産直市場よってって新宮店
和歌山県新宮市佐野字久保771番1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)コメリパワー新宮店
(変更後) (仮称)コメリパワー新宮店、業務スーパー&産直市場よってって新宮店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
未定
(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

4 変更年月日

令和3年7月16日

5 変更した理由

- (1) 店舗名称の変更のため
- (2) 小売業者の変更のため

6 届出年月日

令和3年7月16日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

新宮市商工観光課(新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月10日から同年12月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第776号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)コメリパワー新宮店、業務スーパー&産直市場よってって新宮店
和歌山県新宮市佐野字久保771番1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 変更する事項

(1) 駐輪場の位置

(変更前) 駐輪場② B棟建物南側
(変更後) 駐輪場② B棟建物東側

(2) 荷さばき施設の位置

(変更前) 荷さばき施設② B棟建物西側
(変更後) 荷さばき施設② B棟建物北側

(3) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 廃棄物保管施設② B棟建物西側
(変更後) 廃棄物保管施設② B棟建物北側

4 変更年月日

令和4年3月17日

5 変更する理由

小売業者の確定に伴う、施設の配置の計画変更のため

6 届出年月日

令和3年7月16日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月10日から同年12月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第777号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間 令和2年11月4日から令和3年3月26日まで

3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

公 告

公 告

県が設置する和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター

(2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

(3) 規模等

延床面積 268.68m²

待合いコーナー 24.12m²

受付・医局・安静室 60.54m²

麻酔室 33.17m²

診察室等 88.55m²

研修室・倉庫 62.30m²

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他の団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

- (8) 都道府県税、消費税及び地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して、脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は、県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和3年8月10日（火）から同月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
イ 配布場所 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和3年8月26日（木）午後1時30分
イ 場所 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター 研修室
和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階
ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
(ア) 配布期間 (1) アに同じ。
(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 令和3年8月10日（火）から同月25日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(イ) 提出場所 (1) イに同じ。
(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和3年8月27日（金）から同年9月6日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
イ 回答日 令和3年9月10日（金）
ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

（5）申請受付期間等

ア 期間 令和3年9月13日（月）から同月27日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和3年10月下旬

（6）指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2656

ファクシミリ番号 073-428-2325